

○栗国村が発注する建設工事に係る最低制限価格制度実施要領

平成28年9月26日告示第41号

改正

令和8年7月15日告示第30号

栗国村が発注する建設工事に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、栗国村が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、品質確保等を目的として、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事
- (2) 契約担当者 村長又はその委任をうけて契約を締結する者をいう。

(対象工事)

第3条 最低制限価格制度は、栗国村が発注する工事において、契約の内容に適合した履行を確保するために、予定価格が1000万円を超える競争入札（総合評価方式を除く。）で発注する工事を対象とする。ただし、村長が必要があると認めるときは最低制限価格を設けないことができる。

(最低制限価格の設定)

第4条 契約担当者は、栗国村財務規則第75条に基づき、予定価格に事項の規定により算出された割合に乗じて得た額を基準として最低制限価格を定める。なお、この価格を下回る価格の入札については、失格とする。

2 前項の割合は、予定価格算出の基礎となった、次に掲げる額の合計額とする。ただし、

(1) から(4)までの合計額が予定価格の10分の7に満たない場合、最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 特別なものについては、前項にかかわらず、契約ごとに10分の7以上で契約担当者の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(予定価格調書への記載)

第5条 予定価格調書に最低制限価格の欄を設置し、前条の基準により算出した最低制限価格を記載する。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 入札執行者は、第3条に規定する工事の入札に当たっては、入札公告又は入札通知書において、次に掲げる事項を記載し、入札しようとする者に周知するものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、第3条に規定する工事の入札で最低制限価格を下回ったことにより失格と告げること。

附 則 (平成28年9月26日告示第41号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年7月15日告示第30号)

この要領は、公布の日から施行する。